証券コード　7066
2024年12月12日
（電子提供措置の開始日）2024年12月５日

株　主　各　位

東京都港区港南二丁目16番４号
株　式　会　社　ピ　ア　ズ
代表取締役社長　桑野　　隆司

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

【当社ウェブサイト】
https://peers.jp/ir/meeting

**　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。**

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ピアズ」又は「コード」に当社証券コード「7066」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2024年12月26日（木曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**
　また、株主総会当日は、ご自宅等でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行うとともに、インターネットを通じて株主様からのコメントも受け付けます。詳細については、５頁に記載の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2024年12月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
２．場　　所　東京都港区港南１丁目６番31号
品川東急ビル８階 AP品川 Dルーム
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第23期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第23期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご来場の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①　連結計算書類の「連結注記表」
②　計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

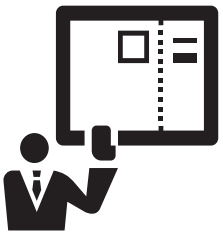

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年12月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年12月26日（木曜日）
午後６時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月26日（木曜日）
午後６時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

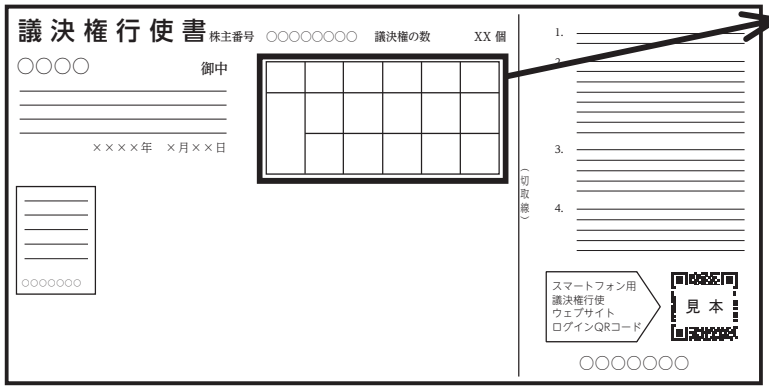

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

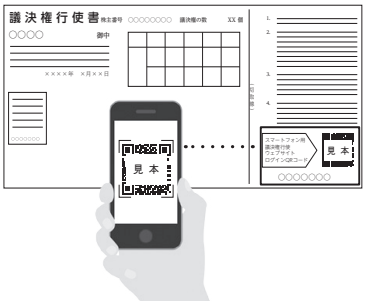

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

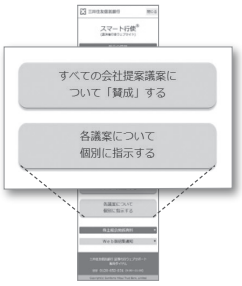

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

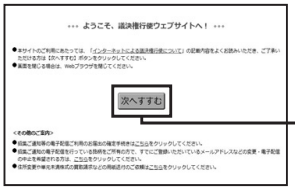

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

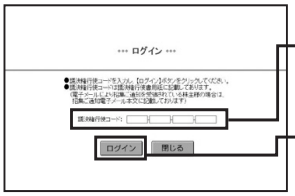

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）

（受付時間　９：00～21：00）

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（以下、「バーチャル株主総会」といいます。）を開催し、株主の皆様には、オンライン会議ツールより株主総会にご参加いただけますので、以下の通りご案内申し上げます。

１．ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会開催場所に在所しない株主様が、株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会をいいます。

２．バーチャル参加に関するお手続き

バーチャル参加される株主様は12月20日（金曜日）午後６時30分までに下記の申込フォームよりお申込ください。

バーチャル参加に必要な情報や詳細につきましては、お申込いただいた株主様に追ってご案内いたします。

お申込フォーム

https://forms.gle/mzjWAhhwHkAVmbqZ9

３．バーチャル株主総会に関するご注意事項

①ご出席いただいた株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

②ライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。また、ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。

③万一、何らかの事情により中継が行えない場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

④ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものとは取り扱われない点、ご承知おきください。議決権行使につきましては、事前の書面及びスマート行使による方法をご検討ください。

⑤お送りいただいたコメント等については、必ずしもお答えできない場合がありますので予めご了承ください。

事　業　報　告

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、継続される国際情勢不安や中国経済の先行きの懸念、世界的な金融引き締めに伴う景気の下振れリスク等の影響も懸念されるなど、先行きは依然不透明な状況です。

そのような中、当社グループは、「いつかの未来を、いつもの日々に～New Normal Acceleration～」をパーパスに掲げ、新たなモノ・コトを積極的に活用していくための活動を社会に広げていくことに取り組んでおります。そして当社は創業より通信業界を中心に事業を展開しており、2019年の上場後は既存のビジネス領域からオンライン接客などの店舗DX事業を中心に領域拡大を行い、先行投資を行うことで、中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化を行っております。

当連結会計年度においては、祖業であるセールスプロモーション事業が堅調に推移したこと、コロナ禍で立ち上げたオンライン接客事業が着実に伸長したこと、加えてSES（システムエンジニアリングサービス）を中心とした事業の譲受や新規領域での取組みが、売上の増加に貢献しました。

また、人材派遣領域においては、既存の店舗を中心とした販売現場への人材派遣に加え、新しい分野としてSES事業の譲受を行い事業範囲の拡大をいたしました。

さらに、事業ポートフォリオの組替を実施し、ノンコア事業を整理するなど事業の選択と集中を図ることで中長期的な成長の基盤を構築いたしました。また、事業譲受を通じて新たな機能を獲得することで事業全体の競争力強化にも取組み、当社の持続的な成長に向けた基盤が一層強化されたものと考えております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高6,208百万円（前期比10.3％増）、営業利益480百万円（前期比12.7％増）、経常利益452百万円（前期比11.0％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は585百万円（前期比83.3％増）となりました。

なお、当社グループはコンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は101,073千円であります。その主なものは本社移転に伴う支出（63,249千円）によるものであります。

③ 資金調達の状況

新株予約権の行使に伴う増資により15,673千円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2024年６月30日付で株式会社ワイヤードパッケージが運営するIT人材派遣/SES事業及びBootCamp事業を譲り受けております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年12月１日付で当社を存続会社、当社の連結子会社であった株式会社ウィル、株式会社ウィルコーポレーションを消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

・当社は、2024年８月30日付で株式会社インターステラテクノロジズの普通株式を取得しました。

・当社は、2024年１月31日付で株式会社エイチの普通株式を譲渡しました。

・当社は、2024年９月30日付で当社が保有する株式会社マックスプロデュースの全株式を譲渡いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 20 期 (2021年９月期)	第 21 期 (2022年９月期)	第 22 期 (2023年９月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2024年９月期)
売　上　高（千円）	3,130,354	3,793,918	5,627,622	6,208,984
経　常　利　益（千円）	137,348	74,440	407,809	452,581
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	52,125	△98,376	319,232	585,175
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	5.74	△10.58	34.75	61.22
総　資　産（千円）	3,018,410	4,400,379	4,749,681	4,513,922
純　資　産（千円）	2,186,148	1,921,267	2,355,238	2,873,149
１株当たり純資産（円）	235.57	211.81	246.78	299.81

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

２．2021年10月14日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、2023年７月21日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 20 期 (2021年９月期)	第 21 期 (2022年９月期)	第 22 期 (2023年９月期)	第 23 期 (当事業年度) (2024年９月期)
売　上　高（千円）	2,758,210	2,688,910	3,061,553	4,383,146
経　常　利　益（千円）	204,945	236,415	385,610	342,237
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	128,351	△120,811	206,266	535,043
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	14.14	△12.99	22.46	55.97
総　資　産（千円）	3,050,969	3,977,749	4,430,150	4,300,008
純　資　産（千円）	2,276,610	1,989,295	2,310,299	2,782,079
１株当たり純資産（円）	245.32	219.32	242.07	290.30

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり

純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、2021年10月14日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、2023年７月21日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
２Links株式会社	５百万円	100％	貸事務所業、事務代行業
株式会社Qualiagram	５百万円	100％	システム開発、コンサルティング事業

（注）１．当社は2023年12月１日を効力発生日として、株式会社ウィル、株式会社ウィルコーポレーションを吸収合併いたしました。

２．当社は2024年９月30日付で株式会社マックスプロデュースの全株式を譲渡いたしました。

３．当社は2024年９月13日付で２Links株式会社に追加出資したことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。

４．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「いつかの未来を、いつもの日々に～New Normal Acceleration～」をパーパスに掲げ、新たなモノ・コトを積極的に活用していくための活動を社会に広げていくことによって、着実に成長を続けてまいりました。当社グループは、現状に留まることなくパーパスの実現に向け、以下の課題に重点的に対処してまいります。

① 持続的な成長のための収益力強化及び継続的な事業投資

当社グループは、パーパスを実現するため、提供サービスの収益性を高めるために、継続的な事業投資が重要であると考えております。独自の提供価値や競争優位を確立することで収益力を強化し、得られた利益を積極的に再投資することで、持続的な成長を実現してまいります。

② 新規事業による収益源の多様化

当社グループは、将来の成長戦略に合わせて事業ポートフォリオを見直し、選択と集中を進め、中長期的な成長基盤を構築いたしました。また、事業譲受により新たな収益事業を獲得することでグループ全体の競争力を高め、持続的な成長に向けた基盤を一層強化しております。

今後は、新規事業領域への取組みをさらに強化し、収益源の多様化を図ってまいります。そのためにM＆Aや資本・業務提携を積極的に活用し、新たな価値を提供する新規事業の開拓・推進を行ってまいります。

③ 組織体制の強化

当社グループは、持続的な成長を実現するため、事業環境の変化に適切に対応できる組織体制の強化が急務となっております。今後も、経営基盤の安定化とグループの経営効率を高めるため、適宜組織体制を見直し、人材育成を中心とした組織強化を図ってまいります。また、M＆Aや資本・業務提携等を視野に入れ、速やかにグループの連結体制を構築することで、グループ全体の競争力の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年９月30日現在）

当社は、主として通信業界におけるコンサルティングを行っております。当社グループは、コンサルティング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(6) 主要な営業所（2024年９月30日現在）

①当社

本　　社	東京都港区

②子会社

２Links株式会社	本社　（東京都港区）
株式会社Qualiagram	本社　（東京都港区）

(7) 使用人の状況（2024年９月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
537(144)名	92名増(131名増)

（注）使用人数欄の（外書）は契約社員及びパートタイマーの人員であり、年間平均雇用人員を記載しております。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
537(144)名	463名増(131名増)	30.8歳	3.3年

（注）１．使用人数欄の（外書）は契約社員及びパートタイマーの人員であり、年間平均雇用人員を記載しております。

２．使用人数が前期末と比べて463名増加しましたのは、主に2023年12月１日付けで株式会社ウィル、株式会社ウィルコーポレーションを連結子会社化したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年９月30日現在）

借　入　先	借　入　額
株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行	416,660千円
株　式　会　社　中　京　銀　行	383,324千円
株　式　会　社　Ｓ　Ｂ　Ｉ　新　生　銀　行	266,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年４月26日付で、本社を東京都港区港南二丁目16番４号に移転いたしました。

２．株式の状況（2024年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　31,488,000株

(2) 発行済株式の総数　　10,011,600株（自己株式432,420株含む）

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は37,600株増加しております。

(3) 株主数　　5,570名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社３－ＳＨＩＮＥ	4,220,000株	44.05%
桑野　隆司	240,000	2.51
吉井　雅己	236,000	2.46
植村　亮仁	160,000	1.67
立石　公彦	140,400	1.47
下澤　晃紀	129,000	1.35
細木　祐孝	126,000	1.32
若松　正樹	111,400	1.16
大澤　智代	110,800	1.16
山城　正毅	92,000	0.96

（注）１．持株比率は自己株式（432,420株）を控除して計算しております。また、上記大株主から除いております。

２．株式会社３－ＳＨＩＮＥは当社代表取締役社長である桑野隆司氏が全株式を保有する資産管理会社です。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2021年９月７日	2022年３月９日
新株予約権の数		277個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　110,800株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式　400,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円	新株予約権１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 176,800円 （１株当たり　442円）	新株予約権１個当たり 42,400円 （１株当たり　212円）
権利行使期間		2021年９月22日から 2031年９月22日まで	2022年３月24日から 2032年３月23日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　40,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　200,000株 保有者数　１名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第７回新株予約権
発行決議日		2022年10月７日
新株予約権の数		1,015個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　203,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 77,400円 （１株当たり　387円）
権利行使期間		2022年10月31日から 2032年10月30日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　125個 目的となる株式数　25,000株 保有者数　２名

（注）新株予約権の行使の条件については以下のとおりであります。

① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する21取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に30％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2023年11月15日	2024年８月30日
新株予約権の数		4,000個	2,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 400,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 240,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円	新株予約権１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 60,600円 （１株当たり 606円）	新株予約権１個当たり 85,500円 （１株当たり 855円）
権利行使期間		2023年12月１日から 2033年11月30日まで	2024年９月18日から 2034年９月17日まで
行使の条件		（注）	（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 400,000株 交付者数 32名	新株予約権の数 2,400個 目的となる株式数 240,000株 交付者数 31名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付者数 －名

（注）新株予約権の行使の条件については以下のとおりであります。

① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間のいずれかの連続する21取引日間の金融商品取引所における終値の平均値が一度でも行使価額に30％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑　野　隆　司	代表執行役員 社長 事業統括本部長 株式会社３－ＳＨＩＮＥ　代表取締役社長 ２Links株式会社　代表取締役
取　締　役	栗　田　智　代 （現姓　大澤）	執行役員　管理部長
取　締　役	藤　武　寛　之	ワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社 監査役 クラウドキャスト株式会社　社外取締役 一般社団法人Fintech協会　監事 一般社団法人電子決済等代行事業者協会　理事 メリービズ株式会社　社外監査役 合同会社Wリンク　業務執行社員 株式会社Payment Technology　社外監査役
監　査　役	植　村　亮　仁	植村亮仁公認会計士事務所　所長 株式会社ヨシックスホールディングス　社外取締役 株式会社ビジョナリー　社外監査役 ユケン工業株式会社　社外取締役 HSホールディングス株式会社　監査役 ROSE　LABO株式会社　監査役 株式会社ステイゴールド　社外監査役(非常勤) 株式会社ネクストワン　社外監査役(非常勤)
監　査　役	黒　田　真　行	ルーセントドアーズ株式会社　代表取締役社長 株式会社グローバルウェイ　社外取締役
監　査　役	村　上　亮	株式会社kokonotsu　代表取締役社長 株式会社SAKURUG　社外取締役 一般社団法人日本人材サポート協会　代表理事 株式会社Latte　代表取締役

（注）１．取締役藤武寛之氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．監査役植村亮仁氏、監査役黒田真行氏及び監査役村上亮氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．取締役藤武寛之氏は、弁護士として企業法務・コンプライアンス分野において豊富な知識・経験を有しております。
４．監査役植村亮仁氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計において豊富な知識・経験を有しております。
５．監査役黒田真行氏は、長年人材関連サービスに携わり、会社経営に関する豊富な知識・経験を有しております。
６．監査役村上亮氏は、人事・労務分野に関する豊富な知識・経験を有しております。
７．社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、上表に記載の通りであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①　基本方針

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の方針について決定しております。当社の取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らした報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

②　金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、その他会社の業績等を考慮し、社外取締役及び社外監査役を含む３名で構成する任意の報酬委員会（以下、「報酬委員会」という。）で協議のうえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、年度ごとに具体的金額を決定するものとしております。

③　非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、主にストックオプションとし、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、当社の新株予約権を発行付与するものとしております。当社の各取締役に対する付与数については、業績並びに当該取締役の評価等に鑑み、取締役会が決定するものとしております。

④　金銭報酬または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、取締役会が決定するものとしております。

⑤　当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬委員会が本決定方針に基づいて検討しており、取締役会も報酬委員会の検討が本決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		員　数（名）
		固　定報　酬	非金銭報酬等	
取　　締　　役 （うち社外取締役）	48,000 (3,600)	48,000 (3,600)	－ (－)	3 (1)
監　　査　　役 （うち社外監査役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	57,600 (13,200)	57,600 (13,200)	－ (－)	6 (4)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2018年12月24日開催の第15回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役は１名）です。

３．監査役の報酬限度額は、2018年12月24日開催の第15回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役は２名）です。

４．当事業年度末日現在の取締役は３名（うち社外取締役は１名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　藤　武　寛　之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、書面決議を８回行いました。出席した取締役会において、弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役　植　村　亮　仁	当事業年度に開催された取締役会取締役会14回の全てに出席し、書面決議を８回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行っております。
監査役　黒　田　真　行	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、書面決議を８回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、人材関連サービスに関する有識者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行っております。
監査役　村　　上　　亮	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、書面決議を８回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、人事・労務分野に関する有識者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて必要な発言・提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

ゼロス有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,875千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,875千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）取締役及び従業員は、「会社理念」「ピアズミッション」「約束」「ピアズイズム（行動指針）」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

（ロ）取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行の意思決定をする。

（ハ）代表取締役社長は、取締役規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役規程に従い職務を執行する。

（ニ）取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

（ホ）内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。

（ヘ）取締役は、重大な法令違反又はその他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

（ト）使用人に対し、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事業を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

（チ）内部通報規程を制定しており、問題の早期発見に努める。

（リ）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

（ヌ）反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に

基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

（ロ）情報セキュリティについては、ISO27001（ISMS）における適用宣言書、情報セキュリティスタンダード、ISMSマニュアル及び安全対策管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施するセキュリティ・マネジメントシステムを確立する。

（ハ）株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

（ニ）個人情報については、法令及び個人情報保護規定に基づき厳重に管理する。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）代表取締役社長の下に、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

（ロ）各担当部署は、リスク・コンプライアンス管理規程に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

（ハ）各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

（ニ）当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

（ホ）監査役及び内部監査室は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。

（ロ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定期に開催するほか、必要に応じ

て適宜に開催する。

（ハ）経営幹部の合意形成の場として部門責任者会議を設置する。

（ニ）取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役社長以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

（ホ）取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役社長、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（イ）当社グループの運営管理及び内部統制の実施に関しては、当社の内部監査室がこれを担当するものとする。

（ロ）当社の内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。

（ハ）当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。

（ニ）監査役は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

（イ）監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

（ロ）当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

⑧　監査役への報告に関する体制

（イ）取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

（ロ）取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。

（ハ）取締役及び使用人は、取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は、及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

（ニ）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑨　上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（イ）監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

（ロ）緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後に当社に償還を請求できるものとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

（ロ）監査役は代表取締役社長と定期的に会合を持ち､監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

（ハ）監査役は、職務の遂行にあたり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を定例・臨時を含め14回（ほか書面決議８回）開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、また取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役の出席の下、法令等に定められた事項や経営に関する重要事実の決定等を行いました。

② 監査役会を定例・臨時を含め12回開催しました。監査役間の情報共有や提言の取りまとめを行うとともに、取締役会に出席して取締役の職務執行を監督する役割を果たしております。

③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、各分野における全社的な課題の確認と対策の実施を行っております。

④ 内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために内部監査室を設置しております。内部監査室は内部監査計画を立案し、当社の各部門及び支社について法令・定款・各種規程に基づいて、適法性、適正性及び効率性を鑑み、内部監査を実施いたしました。

⑤ 全役職員を対象としたコンプライアンス全般に関する教育を半期ごとに実施し、社内の意識醸成に努めました。

⑥ 事業戦略会議を月１回開催し、各グループ会社からの業務執行状況の報告を通じて、各グループ会社に対する監督を行うとともに、当社グループとしての一体感を醸成する場としても機能しております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,882,976	流動負債	858,630
現金及び預金	1,958,512	買掛金	186,901
売掛金	691,584	１年内返済予定の長期借入金	299,616
契約資産	4,208	未払金	132,496
その他	240,671	未払費用	173,442
貸倒引当金	△12,000	リース債務	2,967
固定資産	1,630,946	未払法人税等	21,374
有形固定資産	155,621	預り金	8,326
建物	135,548	賞与引当金	2,510
工具、器具及び備品	9,814	その他	30,994
リース資産	10,258	固定負債	782,142
無形固定資産	856,867	長期借入金	767,168
ソフトウエア	69,791	リース債務	10,228
のれん	496,394	その他	4,746
顧客関連資産	267,041	負債合計	1,640,773
その他	23,640	(純資産の部)	
投資その他の資産	618,457	株主資本	2,871,939
投資有価証券	375,487	資本金	75,592
長期貸付金	156,066	資本剰余金	993,804
繰延税金資産	110,672	利益剰余金	1,981,621
敷金	62,920	自己株式	△179,078
保険積立金	33,781	新株予約権	1,209
その他	18,897	純資産合計	2,873,149
貸倒引当金	△139,368		
資産合計	4,513,922	負債純資産合計	4,513,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,208,984**
売上原価		**4,566,990**
売上総利益		**1,641,993**
販売費及び一般管理費		**1,161,523**
営業利益		**480,469**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,791	
投資有価証券売却益	26,544	
その他	624	29,960
営業外費用		
支払利息	18,548	
為替差損	65	
投資事業組合運用損	6,845	
投資有価証券評価損	29,951	
訴訟関連費用	2,425	
その他	13	57,848
経常利益		**452,581**
特別利益		
固定資産売却益	1,024	
関係会社株式売却益	236,963	237,987
特別損失		
固定資産除却損	681	
減損損失	33,543	
商品評価損	40,469	
事務所移転費用	11,180	
事業整理損	10,949	
リース解約損	750	97,576
税金等調整前当期純利益		**592,992**
法人税、住民税及び事業税	44,631	
法人税等調整額	△36,814	7,817
当期純利益		**585,175**
親会社株主に帰属する当期純利益		**585,175**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	67,749	989,960	1,476,023	△179,078	2,354,653
当期変動額					
新株の発行	7,843	7,843			15,687
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4,000			△4,000
剰余金の配当			△79,576		△79,576
親会社株主に帰属する当期純利益			585,175		585,175
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	7,843	3,843	505,598	－	517,286
当期末残高	75,592	993,804	1,981,621	△179,078	2,871,939

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	584	2,355,238
当期変動額		
新株の発行		15,687
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4,000
剰余金の配当		△79,576
親会社株主に帰属する当期純利益		585,175
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	625	625
当期変動額合計	625	517,911
当期末残高	1,209	2,873,149

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,832,268**	**流動負債**	**735,786**
現金及び預金	1,883,980	**買掛金**	190,770
売掛金	630,728	1年内返済予定の長期借入金	299,616
契約資産	4,208	リース債務	2,967
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	305,000	未払金	35,132
その他	260,638	未払費用	173,442
貸倒引当金	△252,287	未払法人税等	2,700
固定資産	**1,467,740**	預り金	8,244
有形固定資産	**109,109**	賞与引当金	2,510
建物	89,036	その他	20,403
工具、器具及び備品	9,814	**固定負債**	**782,142**
リース資産	**10,258**	長期借入金	767,168
無形固定資産	**767,721**	リース債務	10,228
ソフトウエア	4,284	その他	4,746
のれん	496,394	**負債合計**	**1,517,929**
顧客関連資産	267,041	(純資産の部)	
投資その他の資産	**590,910**	**株主資本**	**2,780,869**
投資有価証券	375,487	**資本金**	**75,592**
関係会社株式	10,000	**資本剰余金**	**997,804**
長期貸付金	156,066	資本準備金	519,198
関係会社長期貸付金	152,500	その他資本剰余金	478,605
繰延税金資産	47,745	**利益剰余金**	**1,886,550**
敷金	58,871	その他利益剰余金	1,886,550
保険積立金	33,781	繰越利益剰余金	1,886,550
その他	18,897	**自己株式**	**△179,078**
貸倒引当金	△262,440	**新株予約権**	**1,209**
資産合計	**4,300,008**	**純資産合計**	**2,782,079**
		負債純資産合計	**4,300,008**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,383,146**
売上原価		**3,152,589**
売上総利益		**1,230,557**
販売費及び一般管理費		**861,803**
営業利益		**368,753**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,200	
投資有価証券売却益	26,544	
その他	544	37,289
営業外費用		
支払利息	16,070	
貸倒引当金繰入	10,859	
投資事業組合運用損	6,845	
投資有価証券評価損	29,951	
その他	78	63,805
経常利益		**342,237**
特別利益		
関係会社売却益	372,750	372,750
特別損失		
減損損失	16,891	
商品評価損	40,469	
子会社株式評価損	4,000	
抱合せ消滅差損	67,769	
事務所移転費用	11,180	
事業整理損	10,949	151,620
税引前当期純利益		**563,726**
法人税、住民税及び事業税	2,726	
法人税等調整額	25,957	28,683
当期純利益		**535,043**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

		株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	67,749	511,354	478,605	989,960	1,431,084	1,431,084	△179,078	2,309,715
当期変動額								
新株の発行	7,843	7,843		7,843				15,687
剰余金の配当					△79,576	△79,576		△79,576
当期純利益					535,043	535,043		535,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	7,843	7,843	－	7,843	455,466	455,466	－	471,154
当期末残高	75,592	519,198	478,605	997,804	1,886,550	1,886,550	△179,078	2,780,869

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	584	2,310,299
当期変動額		
新株の発行		15,687
剰余金の配当		△79,576
当期純利益		535,043
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	625	625
当期変動額合計	625	471,779
当期末残高	1,209	2,782,079

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月29日

株式会社ピアズ
　取締役会　御中

ゼロス有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　慎　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久　保　泰　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　間　優　佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ピアズの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月29日

株式会社ピアズ
　取締役会　御中

ゼロス有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　慎　一　郎

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　泰　一　郎

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　間　優　佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ピアズの2023年10月１日から2024年９月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計

算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行及び計算書類等に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法定及び定款に適応することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則等第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「ゼロス有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「ゼロス有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月29日

株式会社ピアズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　植村　亮仁　㊞

社外監査役　黒田　真行　㊞

社外監査役　村上　亮　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第23期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき金15円92銭

配当総額　　152,500,546円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月30日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	桑　野　隆　司 (1976年７月７日生)	2001年４月　有限会社ビークー入社 2005年１月　有限会社ピアズ(現当社) 代表取締役社長就任(現任) 2012年１月　株式会社プロパゲーション設立 代表取締役社長就任 2013年７月　株式会社ＴＡＧ設立 代表取締役社長就任 2014年４月　HalloHallo Business Inc. 取締役就任 2016年７月　株式会社３－ＳＨＩＮＥ設立 代表取締役社長就任（現任） 2021年１月　当社代表執行役員兼事業統括本部長就任（現任） 2023年８月　２Links株式会社 代表取締役就任（現任）	240,000株
2	栗　田　智　代 （現姓:大澤） (1981年７月１日生)	2005年４月　株式会社大垣共立銀行入行 2009年１月　当社入社 2020年１月　当社執行役員兼管理部長就任（現任） 2020年12月　当社取締役就任（現任）	110,800株
3	※ 吉　井　雅　己 (1977年１月６日生)	1998年８月　株式会社コスモテレコム入社 2008年11月　当社入社 2012年９月　当社常務取締役就任 2017年８月　当社専務取締役就任 2017年12月　当社経営企画部部長 2020年11月　株式会社Qualiagram 代表取締役社長就任(現任)	236,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	※ 児玉英司 (1985年３月８日生)	2007年４月　株式会社SBI証券入社 2020年１月　株式会社ボールキャピタル設立 代表取締役就任（現任） 2020年４月　株式会社FUNDBOOK入社 2020年12月　株式会社StockTech 社外取締役監査等委員就任（現任） 2022年６月　Super Massive Global株式会社 社外監査役就任 2023年１月　株式会社補助金ポータル 社外取締役就任（現任） 2024年９月　健康サロン株式会社 監査役就任（現任）	80,000株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．児玉英司氏は、社外取締役候補者であります。
４．児玉英司氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営全般に関する豊富な経験を有していることから、その幅広い見識を当社経営に反映できるものとして、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。経営改善や株価向上に資する助言を行うことで、持続的な企業価値の向上に寄与できるものと考えております。
５．当社は、児玉英司氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受入れることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。
７．当社は、児玉英司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役　黒田真行氏及び村上亮氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	村　上　亮 （1975年９月25日生）	2000年４月　株式会社日本旅行入社 2002年１月　株式会社マイナビ入社 2008年10月　KLab株式会社入社 2011年11月　KCJ GROUP株式会社入社 2014年11月　村上ＨＲ研究所設立 所長就任 2015年６月　株式会社kokonotsu設立 代表取締役社長就任(現任) 2020年４月　株式会社SAKURUG 社外取締役就任(現任) 2020年12月　当社社外監査役就任(現任) 2023年９月　一般社団法人日本人材サポート協会 代表理事（現任） 2024年９月　株式会社Latte設立 代表取締役就任（現任）	－
2	※ 善　利　友　一 （1985年９月21日生）	2012年12月　弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所入所 2017年８月　株式会社オールハーツ・カンパニー 社外監査役就任(現任) 2017年12月　シェアリングテクノロジー株式会社 社外監査役就任 2019年６月　株式会社すばる（現　株式会社M&A DX） 社外監査役就任(現任) 2019年12月　シェアリングテクノロジー株式会社 社外取締役監査等委員就任（現任） 2020年８月　善利法律事務所設立 代表弁護士就任 2022年８月　弁護士法人Zenos設立 代表弁護士就任（現任）	－

（注）１．※印は新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．各氏は、社外監査役候補者であります。

４．村上亮氏を社外監査役候補者とした理由は、人事・労務分野において豊富な知識・経験を有していることから、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものとして選任をお願いするものであります。

５．善利友一氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務・コンプライアンスおよびガバナンス強化において豊富な知識・

経験を有していることから、その幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものとして選任をお願いするものであります。

6．村上亮氏は、現に当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

7．当社は、村上亮氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、善利友一氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

8．当社は、村上亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

9．善利友一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場： 東京都港区港南一丁目６番31号
品川東急ビル８階 AP品川 Dルーム
TEL 03－3472－3109

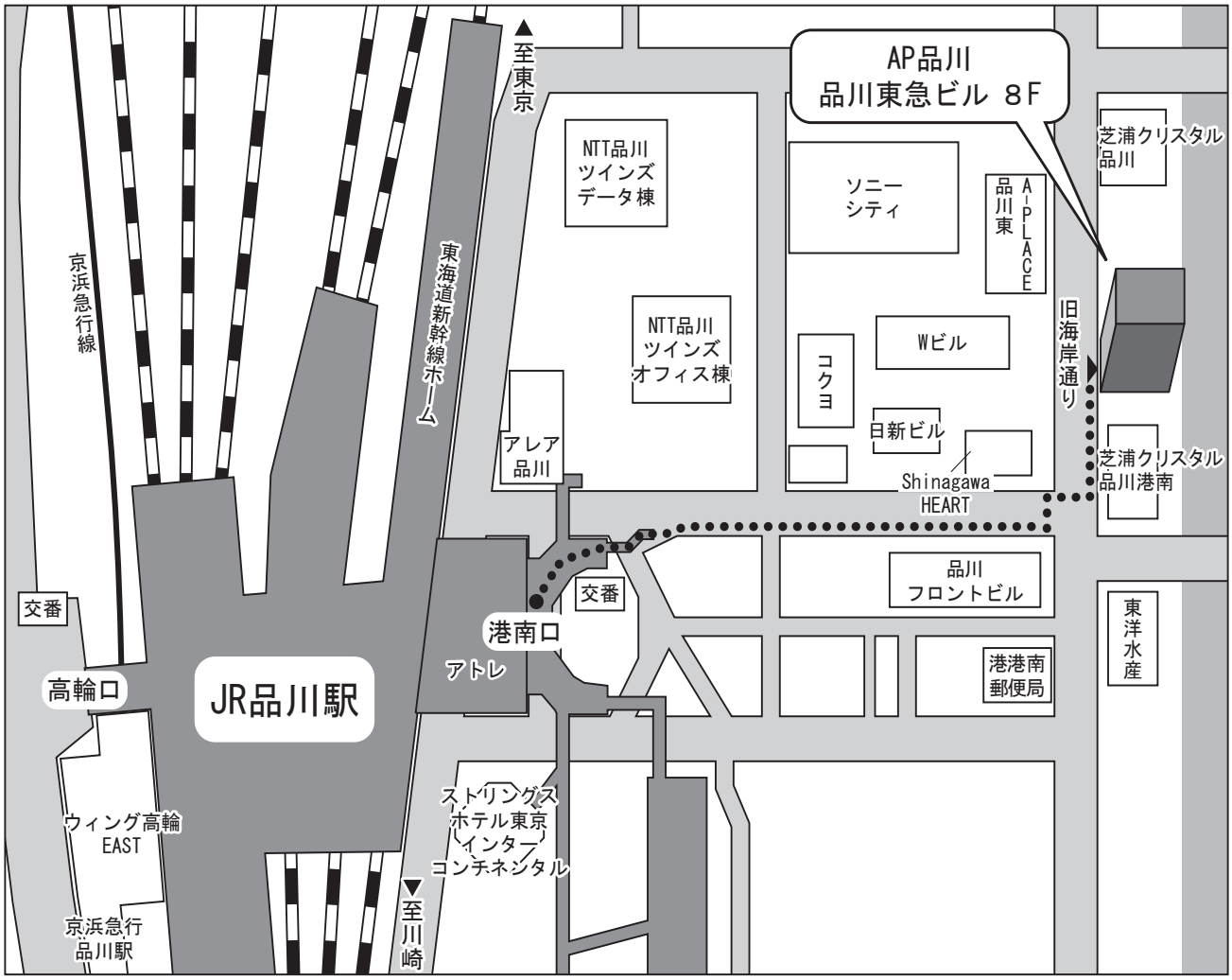

交通　ＪＲ他各線品川駅　港南口より　徒歩約９分